

第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画（案）【概要版】

平成27年3月に策定した「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」が令和2年3月をもって期間満了となることから、第1期計画の基本理念を継承した「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第1章 計画の概要

【国の情勢】

- ◆少子高齢化、将来の労働人口の減少
- ◆未婚率の上昇、晩婚化、核家族化の進行
- ◆地域のつながりの希薄化
- ◆働き方の多様化、子育て世帯の長時間労働
⇒社会保障負担増大、地域社会の活力低下、子育て世帯の地域での孤立など
将来の社会、経済への深刻な影響

平成27年度「子ども・子育て支援新制度」開始

- ①小学校就学前児童に質の高い教育・保育の提供
 - ②保育の量的拡大・質の改善
 - ③地域の子ども・子育て支援の充実
- 市町村が①～③を計画的に実施するため「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務化

「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）策定

子ども・子育て支援の施策拡充

保育所、認定こども園、子育て支援センター、放課後児童クラブの増設など

「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）策定

計画の策定体制

- (1) 鳥栖市子ども・子育て会議の設置
委員：教育・保育等の従事者、保護者、公募者
- (2) アンケート調査（平成31年1月）実施
対象者（就学前児童及び小学生の保護者）1,500人、回収率44.5%

第2章 統計からみる、鳥栖市の現状

- ◆少子化、高齢化、核家族化の進行
- ◆令和12年まで人口増加後、減少に転じる見込み（国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計）
- ◆合計特殊出生率は近年増加しているが、出産が可能とされる女性（人口統計上15～49歳）の人口が減少しているため、出生数は今後も減少する見込み
- ◆女性の就労率は全国平均よりやや高いが、全国平均と同様に子育て期に就業を中断する女性が多い
- ◆男女ともに未婚化、晩婚化の進行

◆8歳以下人口の将来推計 H31年 6,595人 ⇒ 令和7年 6,227人
減少傾向にあるが、第2期計画期間においては大幅な人口減の影響を想定する必要なし

第3章 計画の基本理念

[基本理念]

子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し

よろこび・温かみ・安心感のあるまち

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

- (1) 子どもと親の心身の健康の確保
- (2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり

基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

- (1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築
- (2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり

基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり

- (1) 安心して子育てできる安全な環境づくり
- (2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり

第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり		
	(1) 子どもと親の心身の健康の確保	(2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査 各種予防接種 乳幼児健康診査 子育て支援総合コーディネーター 子育ての悩みに関する相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> 発達・障害に関する相談支援 乳児全戸訪問事業 サークル活動・ボランティア活動等支援 子育て支援総合コーディネーター（再掲） 子育ての悩みに関する相談支援（再掲）
基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり		
	(1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築	(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 「仕事と生活の調和」に向けた取り組みの推進 待機児童等の解消 子育て支援総合コーディネーター（再掲） 女性の就職支援 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設等の利用 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育・子育てに係る保護者の経済的負担の軽減 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実 認定こども園の普及 児童の健全な育成のための遊びや生活の場の提供 幼児教育・保育と小学校との連携
基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり		
	(1) 安心して子育てできる安全な環境づくり	(2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター事業 妊産婦家事・育児支援事業 地域子育て支援拠点事業 教育・保育の質の向上 保育士等の確保策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 養育支援訪問事業 障害児施策 発達・障害に関する相談支援（再掲） ひとり親家庭への支援 児童虐待の防止 子育て短期支援事業 地域子育て支援拠点事業（再掲）

第5章 子ども・子育て支援事業計画

◆見込み量の算出

アンケート調査の結果、各事業の実績から把握した地域のニーズを基に、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込み量（潜在的なニーズ量）を算出した。

◆ 教育・保育施設の充実

認定区分	利用施設	提供区域	確保の方策
1号認定	幼稚園 認定こども園	市全域	《供給量充足》 既存の幼稚園、認定こども園にて供給
2号認定Ⅰ (幼稚園希望)			
2号認定Ⅱ	保育所 認定こども園		《供給量充足》 既存の保育所、認定こども園、企業主導型保育施設の地域枠にて供給
3号認定Ⅰ (0歳児)	保育所 認定こども園 地域型保育事業所		《供給量不足》 既存の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設の地域枠にて引き続き供給 不足分については既存認可施設の増改築などによる定員増及び地域型保育事業施設の新規開設により供給量の確保に努める
3号認定Ⅱ (1・2歳児)			

◆ 地域子ども・子育て支援事業の充実

事業名	提供区域	確保の方策
利用者支援事業	市全域	基本型（こども育成課）、母子保健型（保健センター）において相談に応じ、情報提供など包括的な支援を実施
地域子育て支援拠点事業	小学校区	《供給量充足》 全小学校区での子育て支援センター事業を継続し、保護者の交流の場の確保及び子育てについての相談、助言を行う
妊婦健康診査	市全域	《供給量充足》 受診しやすい健診体制を確保するとともに、母子健康手帳交付時等に健診の必要性の説明や制度の周知を行い、受診率の維持に努める
乳児家庭全戸訪問事業		《供給量充足》 助産師・保健師によりすべての乳児家庭を訪問 専門性の向上を図り、適切なサービス提供に努める
養育支援訪問事業		《供給量充足》 要支援家庭の把握に努め、関係部署と連携して支援を行う
子育て短期支援事業		《供給量充足》 児童養護施設などと連携を図り、必要な入所保護を行う
ファミリー・サポート・センター事業		《供給量充足》 多様なニーズに応えるため、協力会員の拡充を図る
延長保育事業		《供給量充足》 適切に事業を行うとともに、保育士確保策の推進にも努める
一時預かり事業		《供給量充足》 (幼稚園型) 必要とする在園児童へ適切に事業を行う (その他) 必要とする家庭へ適切に事業を行う
病児・病後児保育事業		病後児保育は継続して実施 病児保育施設については事業開始を目指す
放課後児童健全育成事業		小学校区
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	新制度未移行幼稚園利用者の年収360万円未満相当世帯について副食費の支給を実施
多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業		今後の保育ニーズに応じて検討し、取り組みを推進

◆ その他の施策

(1) 認定こども園の普及に関する考え方

普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対して必要な支援を行う

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の推進

幼児教育・保育の必要性の共通理解を図り、幼保小の連携を強化する

(3) 3歳未満児に係る取り組みと3歳以上児に係る取り組みの連携

地域型保育事業を利用する子どもが、3歳以降も質の高い教育・保育を利用することができるよう、市内教育・保育施設利用の確保と施設間の情報連携を推進する

(4) 外国につながる幼児への支援

保護者に就学前施設に関する情報提供や就園に必要な手続きに関する支援・相談窓口の充実等を、事業者研修の実施等の支援を行う

(5) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み

市内教育・保育施設への実施指導を実施するとともに、保育者の専門性の向上のため教育内容等について助言等を行う専門員の配置に取り組む

第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画（案）

【概要版】

令和2年 月

発行／鳥栖市健康福祉みらい部こども育成課

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

電話 0942-85-3552